

# マンション入居規則

当マンションに入居していただくにあたり、建物の機能保存と、他の入居者及び近隣の住環境を良好に保つ為、本規則の遵守を条件として、賃貸借契約を締結します。

## ○ 建物内での絶対禁止事項

賃貸借契約書第8条(禁止または制限される行為)のほか、入居者全員が快適な住環境を維持し、近隣の住人に迷惑をかけない為、次に掲げる行為を禁止します。禁止行為に違反した場合は、賃貸借契約を解除することがあります。

- (1) 23時～午前8時までの入居者以外の入館
- (2) 共用部分・ベランダに私物(スペアタイヤ・新聞・カサ・ごみ等)を放置すること
- (3) ベランダに物干し等を常設すること
- (4) 物件敷地内・共用部分・室内での喫煙
- (5) サークル等、集会・飲酒等により声高に騒いだり、テレビ・ラジオの音量をあげ他の入居者に迷惑をかける行為
- (6) マージャン・楽器演奏・車の空ぶかし等、他の入居者に迷惑をかける行為
- (7) 許可なく動物・ペット等の飼育・持込み
- (8) 台所・浴室の壁面などにタオルかけ・ハンガーフック・シール等を取り付けること
- (9) 分別せずにゴミ出しする行為
- (10) 排水管をつまらせ、又は腐食させるおそれのある液体を流すこと
- (11) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

## ○ 清掃・ゴミの持ち出し

- (1) 室内は清掃を心がけ掃除をすること。
- (2) ベランダの排水口に落葉等が詰まって流れなくなることがありますので、1ヶ月に1度は清掃・点検をすること。
- (3) ベランダへごみやタイヤを置くことを禁止します。
- (4) ゴミは決められたとおりに出すこと。REMホームページの『ゴミの分別と出し方』をよく読んで指定の場所を確認して分別を守ること。違反者は不法投棄として罰せられます。

## ○ 駐車場に関する規則

- (1) 友人等の来訪者の車両乗入れ、路上駐車は禁止します。他の駐車契約者に大変迷惑になりますので、各入居者が責任をもって遵守すること。

上記、入居規則に違反した場合、契約違反となり、契約解除となります。

共同住宅ご入居の皆様、上下左右いずれの方も壁一枚隔てての生活ですので、多少の音等は聞こえると思いますが、お互い少しの我慢、少しの思いやりの心で生活していただくことを、お願い致します。